

介護保険だより

令和2年12月号

群馬県国民健康保険団体連合会

令和3年1月の介護給付費請求明細書等の受付期間について

令和3年1月提出の介護給付費明細書等の受付期間は、以下のとおりです。

インターネット請求：令和3年1月1日（金）から1月10日（日）まで

インターネット請求以外：令和3年1月4日（月）から1月8日（金）まで

※ 電子媒体等を郵送する場合は、令和3年1月8日（金）必着でお願いいたします。

※ 年末年始休暇は、令和2年12月29日（火）から令和3年1月3日（日）までとなります。

※ 令和3年1月1日（金）から1月3日（日）までに送信したデータの送信結果は、令和3年1月4日（月）に配信します。

審査支払関係帳票の提供予定日について

令和2年12月審査に係る審査支払関係帳票の提供予定日は以下のとおりです。

帳票名	提供予定日
介護保険審査決定増減表 介護保険審査増減単位数通知書 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表	○インターネット請求の場合 令和2年12月28日（月）掲示 ○インターネット請求以外の場合 令和2年12月28日（月）に発送予定
介護給付費等支払決定額通知書 介護給付費等支払決定額内訳書 介護給付費過誤決定通知書 介護給付費再審査決定通知書 介護職員処遇改善加算総額のお知らせ 介護職員処遇改善加算等内訳のお知らせ	○インターネット請求の場合 令和3年1月5日（火）掲示 ○インターネット請求以外の場合 令和3年1月7日（木）に発送予定

エラーコード「12PA」による返戻について

「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」の備考欄に「12PA」のエラーコードが表示されて返戻になった請求明細書は、**要介護状態区分の変更申請中**のために返戻となった請求明細書です。対応方法等は以下のとおりです。

1 変更申請中の介護給付費の請求について

変更申請の結果、要介護度が変更になった場合、申請した日まで遡って新しい要介護度が適用されます。

例えば、要介護2の受給者が11月10日に変更申請を行い、12月4日に要介護4へ変更する決定が出た場合、変更後の要介護度は申請した日まで遡って適用されるため、11月10日から要介護4となります。

したがって、**変更申請中は結果が出るまで介護給付費は請求できません。**

2 対応方法

変更申請中は、決定されるまで請求せず、**決定された月の翌月**にご請求ください。

【例】

変更申請	変更申請結果の通知	明細書の提出月（審査月）	審査結果
11月10日	12月4日	11月	返戻（12PA）
		12月	返戻（12PA）
		1月	支給決定（他にエラーが無ければ）

※ 12月4日に変更申請結果が通知され、12月の請求期限（12月10日）までに請求したとしても、保険者（市町村）から本会へ受給者情報を反映させるまでに時間が掛かるため、12月に請求しても「12PA」で返戻になる場合もありますのでご注意ください。

お問い合わせ先

〒371-0846

群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8

群馬県市町村会館 2 階

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）

TEL 027-290-1319（直通）

FAX 027-255-5077

受付時間 8:30 ~ 17:15（12:00 ~ 13:00 を除く）

※17:15 以降はお電話をいただいても繋がらないことがあります。

ホームページ <http://www.gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。

インターネット



国保連合会